

特別支援教育支援員とともに 効果的な支援を行うための手引



香川県教育委員会事務局特別支援教育課

令和7年3月

はじめに

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や多様化に伴い、特別支援教育支援員は、学校において児童生徒を支える必要不可欠な存在であり、校内におけるその役割は益々重要性を増しています。そうした中で、特別支援教育支援員が校内の関係職員と連携を図り、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことが何よりも大切です。

この度、「特別支援教育支援員とともに効果的な支援を行うための手引」を作成しました。この手引は、平成25年3月に特別支援教育課より発行した「特別支援教育支援員を効果的に活用するために」を基本に、最新の情報を踏まえつつ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたより効果的な支援になるよう、内容を刷新したものです。

学級担任や特別支援教育コーディネーター、管理職といったそれぞれの立場から特別支援教育支援員とのよりよい連携の在り方や、特別支援教育支援員が留意すべき点など、実際の支援の現場で活用できる手引となるようにしました。巻末には、特別支援教育支援員として勤務いただいている方の声や支援についてのQ&Aも掲載しています。

本手引の活用により、特別支援教育支援員と校内関係職員が連携してよりよい支援体制を整え、児童生徒一人ひとりが持てる力を最大限発揮できる支援につながることを期待しています。

令和7年3月

香川県教育委員会事務局

特別支援教育課長 笠井 幸博

目 次

◆ はじめに

1 特別支援教育支援員の役割

(1) 特別支援教育支援員の主な業務内容・・・・・・・・・・ 1

(2) 特別支援教育支援員と学級担任等の役割・・・・・・・・・・ 2

2 効果的な支援を行うために

(1) 校内委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(2) 管理職として・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(3) 特別支援教育コーディネーターとして・・・・・・・・・・ 6

(4) 担任として・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 特別支援教育支援員としての心構え

(1) 児童生徒に寄り添うために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(2) 教育現場に勤務する者として・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4 主な障害の特性と具体的な支援について

(1) 発達障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 視覚障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(3) 聴覚障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(4) 知的障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(5) 肢体不自由	17
(6) 病弱・身体虚弱	18
(7) 言語障害	19
(8) 情緒障害	20
コラム「大切にしたいのは自尊感情」	21

5 特別支援教育支援員研修会でのアンケートより

(1) 支援のコツ	22
(2) おすすめアイテム	23
(3) 心に残るエピソード	24

6 こんな時どうする？ Q & A

コラム「特別支援教育支援員に大切にしてほしい4つのT」	28
-----------------------------	----

【参考資料】

オンデマンドコンテンツ

「特別支援教育支援員が生きる校内支援体制づくり」演習プログラムより

令和3年8月23日に学校教育法施行規則が改正され、「特別支援教育支援員*は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。」と第65条の6に明記されました。「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(通知)では、「学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして(略)新たにその名称及び業務内容を規定するもの」と記されています。

* 文部科学省は、「特別支援教育支援員」としておりますが、市町によって名称が違う場合があります。

(1) 特別支援教育支援員の主な業務内容

① 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助

- ・ 自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- ・ 衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うよう励ます。
- ・ 授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。

② 発達障害の児童生徒に対する学習支援

- ・ 教室を飛び出していく児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- ・ 読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。
- ・ 書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行う。
- ・ 聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話の繰り返しを聞かせる。
- ・ 学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行う。

③ 学習活動、教室間移動等における介助

- ・ 車いすの児童生徒が、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- ・ 車いすの乗り降りを介助する。
- ・ 教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。

④ 児童生徒の健康・安全確保関係

- ・ 視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面(特にカッターナイフや包丁、火等を使う場面)で介助に入り、安全面の確保を行う。
- ・ 教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。
- ・ 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。

⑤ 運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助

- ・ 視覚障害のある児童生徒に対し、運動会で長距離走のとき、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守ったりする。
- ・ 修学旅行や宿泊訓練の時、慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。（※ただし、市町教育委員会の規定による。）

⑥ 周囲の児童生徒への障害理解促進

- ・ 支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。
- ・ 支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。
- ・ 支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。

（引用：「特別支援教育支援員」を活用するために 文部科学省 平成 19 年）

（２）特別支援教育支援員と学級担任等の役割

特別支援教育支援員は、特定の児童生徒の支援だけが目的ではなく、学級の中に入り、複数の児童生徒への支援にあたることもあります。

特別な支援が必要な児童生徒への指導や支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任や教科担任です。特別支援教育支援員は、学級担任や教科担任等と打ち合わせを十分に行い、管理職や特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、その補助をすることが基本的な役割です。

たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されているわけではないので、単独で学級担任の授業を引き継ぐことや、代替として授業そのものを行うことはできません。

特別支援教育支援員が行う補助とは、児童生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助、学級環境の整備等の援助等があります。



～特別支援教育支援員の活用については～

「特別支援教育支援員」を活用するために

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成 19 年 6 月）
が参考になります。

文部科学省ＨＰからダウンロードすることができます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf



(1) 校内委員会

小・中学校において、通級による指導や特別支援学級による指導の対象となる児童生徒が増加している中、通常の学級においても、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて適切に支援することが求められています。しかし、教員だけでは十分な支援が困難な場合があります。そのような中、特別支援教育支援員の校内における役割が重要になっています。特別支援教育支援員は、校内のサポートチームの一員です。効果的な支援のためには、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会の機能を強化し、学校の支援体制を整えていくことが不可欠です。

校内委員会での話し合い

特別支援教育支援員に、支援内容を具体的に説明するために、特別支援教育支援員の配置や支援内容等について校内委員会で話し合い、共通理解を図りましょう。

- ① 特別な支援が必要な児童生徒のうち、特別支援教育支援員による支援を必要とする児童生徒や学級を考える。

※既に、個別の指導計画等があれば、資料として活用する。



- ② だれのどのような活動を中心に支援をするかを決定する。
(特定の児童生徒の担当にするだけでは、効果的な支援はできない。)



- ③ 特別支援教育支援員の配置を検討する。



- ④ 特別支援教育支援員の配置が難しい場合は、他の校内支援体制についても検討する。



- ⑤ 指導目標（短期目標）と具体的手立てを明確にする。
(個別の指導計画・個別の教育支援計画に合理的配慮として明記)



※以上の話し合いの内容を特別支援教育支援員に伝え、共通理解した上で支援を始めることが重要です。

どの児童生徒も得意な教科や活動があります。支援を必要としない教科や活動は、集団の中で自分の力で取り組ませることが大切です。

特定の児童生徒を支援する場合も、1日のうち何時間かは特別支援教育支援員による支援を受けないで学習や活動に取り組む時間を意図的に作りましょう。(合理的配慮や環境整備が必要です。)自分の力でやり遂げられたら、しっかりと賞賛し、「できる自分」を意識付け、自尊感情を高めましょう。

オンデマンドコンテンツ

「特別支援教育支援員が活きる校内支援体制づくり」演習プログラム

文部科学省受託事業
発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(令和6年度)

「特別支援教育支援員が活きる校内支援体制づくり」 演習プログラム



香川県教育委員会事務局特別支援教育課

香川県教育センター
オンライン研修サイト



※ログインには、「教職員
ID」が必要です。

＜演習プログラムのねらい＞

特別支援教育支援員が活きる校内支援体制づくりに
視点を置いたシステムの構築

人材の
効果的な活用

全校的な視野で
配置を考える
システムの構築



【校内委員会の様子】

出演協力：香川大学生

＜演習プログラムの内容＞

- ・はじめに
- ・演習シートの説明
(巻末【参考資料】をご参照ください。)
- ・学年団会の様子
- ・校内委員会の様子
- ・特別支援教育支援員との打ち合わせの様子 等

この他、話し合いにおいてのポイント等について、
演習形式で学ぶことができます。

＜校内委員会の流れ＞

- ①会の流れの確認
- ↓
- ②各学年より
- ↓
- ③配置の検討
- ↓
- ④全体確認
- ↓
- ⑤指導助言
- ↓
- ⑥今後についての確認



自己研鑽や校内研修でご活用ください。
巻末の【参考資料】も併せてご活用ください。

(2) 管理職として



管理職には、学校経営上の課題の一つとして、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、随時、その状況を評価し、改善することが求められています。また、管理職として、特別支援教育支援員により良い取組をしてもらうために、次のような点に配慮が必要です。

① 支援対象の児童生徒の状況を把握する。

特別支援教育支援員の話聞く機会を設けたり、業務記録簿を毎日確認したりする等、様々な工夫が考えられます。

② 特別支援教育支援員、担任等に適切なアドバイスをする。

担任等と特別支援教育支援員の考え方が違っていたり、特別支援教育支援員が児童生徒を十分に理解できていなかったりすることが原因で、効果的な支援がなされない場合もあります。

その際は、担任等の考えや思いを踏まえ、児童生徒への必要な支援のために、学校としての指導方針や研修の必要性等について、特別支援教育支援員と共通理解を図ることが重要です。そのための打ち合わせの時間を勤務時間内に確保する等、積極的に事態の改善に努める必要があります。

③ 特別支援教育支援員の心情に配慮する。

教員が圧倒的多数の職場に少人数で入る特別支援教育支援員は心細いものです。教員にとって常識的なことであっても、特別支援教育支援員にとってはよく分からないことも多くあります。

教員の側から声をかけ、コミュニケーションを積極的に図れる雰囲気を作ることが望まれます。

④ 個人情報の取り扱いについて確認する。

特別支援教育支援員は、公務員と同様に守秘義務があります。職務に携わっている時期のみならず、期間終了後も同様です。職務上知り得た児童生徒の個人情報については学校以外の場所で話題にしないこと、個人の名前が記載されている書類等についても、管理職の許可なく持ち出すことのないように気を付けること等、個人情報の取り扱いについて、年度初めに特別支援教育支援員に説明をしておく必要があります。

【実践例】 特別支援教育支援員の日誌を有効活用しているA小学校

特別支援教育支援員は、本当に必要な支援が行えているのか不安を抱いているものです。A小学校では、特別支援教育支援員の日誌に支援に関する悩みを書いてもらい、教頭がコメントを返すようにしています。

それにより、特別支援教育支援員の不安を取り除くだけでなく、子どもの状態を知ることができるので、必要に応じて校内委員会につなげる等、日誌を有効活用するシステムを構築しています。





(3) 特別支援教育コーディネーターとして

担任と特別支援教育支援員との連携を「担任に任せきり」にしてはいけません。校内支援体制の一つとして、連携を推進するのは、特別支援教育コーディネーターの役割です。特に、次のようなことを心がけましょう。

① 情報を担任に橋渡しする。

特別支援教育支援員が複数の児童生徒や複数の学級への支援を担っている場合は、複数の担任との打ち合わせが難しい場合もあります。担任に代わって特別支援教育コーディネーターが特別支援教育支援員の話聞き、担任に橋渡しをすることも必要です。

② 時間割変更等に対応する。

学級の時間割変更やテスト等で、対象の児童生徒の支援が必要でなくなることもあります。そのような時は、支援する児童生徒を変更し、支援の必要な学級に変更する等、より多くの支援を必要とする児童生徒に効果的な支援をしてもらえるようにすることが大切です。また、時間割の変更等について、特別支援教育支援員に伝える方法も明確にしておきましょう。

③ 具体的な支援方法を提案する。

児童生徒の特性や関係機関で受けている支援の方法や特別支援教育に関する知識・支援の方法を積極的に伝え、具体的な支援方法を提案しましょう。

④ 校内委員会で支援を見直す。

特別支援教育支援員による支援を必要としている児童生徒も、発達や効果的な指導・支援によって変化が見られるようになります。

支援が始まってからの情報交換を大切にし、支援内容や方法を見直していくことが大切です。見直す場合は、校内委員会を開き、具体的な支援内容の変更を話し合しましょう。

【実践例】 特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員の打合せ会を定期開催しているB中学校



週時程の中に、特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員の打ち合わせの時間を設け、支援の経過や今後の支援、校内委員会で決定したこと等の共通理解を行っています。打合せ会で話題になったことをメモして、特別支援教育コーディネーターが各学級担任に渡しています。



(4) 担任として

学級経営方針や特別な支援が必要な児童生徒の学習面や生活面における指導の目標等を特別支援教育支援員に伝え、必要な支援をしてもらえるように努めることが大切です。具体的には、次のようなことを確認しておきましょう。

① 支援が始まる前に

- ☐ 学級のルールにはどのようなものがあるか。
 - ☐ 対象の児童生徒の特性は何か。
 - ☐ 対象の児童生徒と担任の間に、どのような約束ごとがあるか。
 - ☐ 授業や活動において、何がどこまでできればいいか。
 - ☐ 席を離れたり、教室を出たりする等、好ましくない行動をした時の具体的な対応はどうするか。
 - ☐ 対象児童生徒以外への、対応上の配慮点は何か。
- ※これらの打ち合わせは、個別の指導計画をもとに行うと効果的です。校内委員会で話し合った内容も個別の指導計画に記入されているので、具体的な目標や支援の進め方を共通理解することができます。特別支援教育支援員による支援の対象となる児童生徒については、個別の指導計画を作成しましょう。

② 授業や活動の前に

- ☐ どの児童生徒を中心に支援するか。(複数の児童生徒でもよい。)
- ☐ 支援が必要と予想される場面とその対応。
- ☐ 活動や行事の簡単な手順や予定。(あらかじめメモを用意しておく。)
- ☐ ワークブックやプリント等は、どこまでできるとよいか。

③ 時間がとれる時に

- ☐ 効果のあった対応と混乱を招いた対応を整理する。
 - ☐ 同じ対応の仕方を続けるかどうかを相談する。
(できるようになったら、少しずつ支援を控えていくことも大切。)
- ※特別支援教育支援員は、教員とは違った立場で子どもに関わります。その立場からの気づきや発見が、担任にとって支援のための大切な情報になる場合もあります。時間を上手に見付け、特別支援教育支援員と児童生徒の姿を話し合しましょう。

【実践例】 個別の指導計画に特別支援教育支援員の支援内容を明記している C小学校

	指導目標(短期目標)	具体的手立て	指導
学習面／生活・社会性・対人関係面	・機嫌を起した時や起そうな時は、〇〇室でクールダウンし、20分程度で気持ちを切り替えることができる。	・〇〇室でのクールダウンについてのルールを本人と決め、守ることができたら褒める。(担任) ・〇〇室でのクールダウンの様子を見守り、落ち着いてきたら活動に戻るよう促す。(支援員)	

特別支援教育支援員の支援対象となる児童生徒については、個別の指導計画を作成します。その際、特別支援教育支援員が行う具体的な支援内容を明記することで、特別支援教育支援員の役割が明確になります。

3 特別支援教育支援員としての心構え

(1) 児童生徒に寄り添うために

① 自分で自分の行動をコントロールできるようになることを目指す。

「行動を改善しなければ」「好ましくない行動を止めなければ」「～できるようにしなければ」と一生懸命になるあまり、逐一、注意や指示を行ってしまうことがあります。大切なことは、大人のコントロールに従えるようになるのではなく、児童生徒自身が自分で自分の行動をコントロールできるようになったり、自分でできることが増えたりすることです。そのために、児童生徒自身が自分の行動をどうすべきか考えたり、振り返ったりする時間を確保することが大切です。最終的には、特別支援教育支援員が傍にいらなくてもできるようになることを目指した支援が大切です。

② 児童生徒の気持ちに共感する。

好ましくない行動の裏側には、必ず理由があります。「今なぜそのような行動をとるのか」「何に困って、どうしたいと思っているのか」を探ることで、児童生徒への理解が深まり、具体的な支援方法が見つかります。

ただし、共感することと好ましくない行動を容認することは違います。周りに迷惑を掛けたり、明らかにわがままを通そうとしたりする場合は、本人なりの理由を探りつつも、「だめなものはだめ」と言葉や姿勢で伝えることが必要です。

③ 自尊感情を高める言葉掛けをする。

特別な支援が必要な児童生徒の中には、失敗経験や叱られた経験が積み重なり、自信や意欲を喪失していたり、自尊感情が低くなったりしている場合があります。小さなことから、自分でできていることや努力していること等、よい行動を認め、賞賛し、励ましていくことが大切です。具体的な言葉で賞賛することで、自分自身の成長が自覚でき、肯定的な自己理解につながります。

また、自己選択・自己決定できる機会を設定することも大切です。自己選択・自己決定し、成功体験を積み重ねることで自信と意欲を高めることができます。

意欲や自尊感情を大切にしながら関わっていくようにします。



④ 周りの児童生徒の見本となる接し方を心掛ける。

周りの児童生徒にとって、特別支援教育支援員の接し方は見本となります。接し方によっては、その児童生徒の学級集団の中での存在や位置付けに好ましくない影響を与える場合があります。「～さんのための支援員」ではなく、「困っている人はだれでも助ける支援員」として周りの児童生徒へ積極的に関わるようにします。

また、児童生徒自身が周りに支援を求められるようになることも大切です。そのために、支援を求める正しい方法を教えるとともに、意図的に友達とつなぐ機会を設け、友達同士の教え合い、助け合いにつないでいくことも必要です。

困らないように「先回りして何でもしてあげる」ことが支援ではありません。児童生徒の様子を見守る中で、支援の必要なタイミングを見つけ、さりげなく手をさしのべる支援が大切です。目指すのは、特別支援教育支援員がいなくても、自分の力で集団での学びや活動に参加できるようになることです。

(2) 教育現場に勤務する者として

① チームの一員として行動する。

特別支援教育支援員は、校内のサポートチームの一員です。児童生徒への対応がうまくいかないこともあります。一人で悩んだり、気付いたことをそのままにしたりしないで、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等に積極的に相談や報告をして、一つずつ解決していくことが大切です。

② 守秘義務を必ず守る。

学校で知った児童生徒に関することや家庭の事情等の個人情報、そのすべてについて守秘義務があります。

知り得た情報について学校以外の場所で話題にしたり、他の保護者へ勝手に伝えたりするようなことは、厳に慎まなければなりません。また、SNS等に掲載することも絶対にしてはいけません。

守秘義務は、特別支援教育支援員として勤務している期間はもちろんのこと、仕事を離れても同様です。

③ 安全管理を確実に行う。

特別支援教育支援員の重要な役割として、児童生徒の「健康・安全管理（安全確保）」があります。障害に起因する健康上必要な配慮やアレルギー等について理解して支援しましょう。万が一、事故が起きたときの対応についても学校に確認しておきましょう。安全管理については、いざという時に子どもの安全が確保できる位置・距離で見守ることが必要です。

④ 「先生」としてふさわしい言動をする。

学校では、特別支援教育支援員もすべての児童生徒から「先生」と呼ばれます。「大人のモデル」として、休み時間や放課後も「先生」にふさわしい言動を意識することが大切です。



～「特別支援教育支援員として赴任して最初にすること」チェックリスト～

- ☐ 管理職から勤務体制や業務内容について説明を受け、自分の役割を理解します。
- ☐ 特別支援教育コーディネーターと、支援に入る時間割を確認します。
- ☐ 支援に入る学級の担任から、指導方針の説明を受け、理解します。
- ☐ 支援対象児童生徒の学習や生活のねらいや支援方法を理解します。
- ☐ 支援対象外の児童生徒との関わり方について、学級担任と確認をします。
- ☐ 記録簿や記録カード等について、確認をします。



長野県教育委員会「特別支援教育支援員が生きる校内連携のしおり」を基に一部改編

4 主な障害の特性と具体的な支援について

(1) 発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

複数の障害を併せ有している場合もあります。支援の必要な児童生徒に対応する際に、障害の特性についての基本的な知識は、ある程度必要です。しかし、通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒は、必ずしも診断を受けているわけではありません。また、医師以外が発達障害の診断をすることはできません。

したがって、本人の状態が、どのタイプに近いのかを考え、そこから支援の手掛かりを探す姿勢が必要です。また、発達障害という固定観念に縛られることなく、実際の児童生徒の姿から「何に困っているのか」「どうしたいのか」「どのような支援が必要か」を見極めていくことが大切です。

【学習障害（LD）】

基本的には、全般的な知的発達に遅れはありませんが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難が見られます。

【注意欠陥多動性障害（ADHD）】

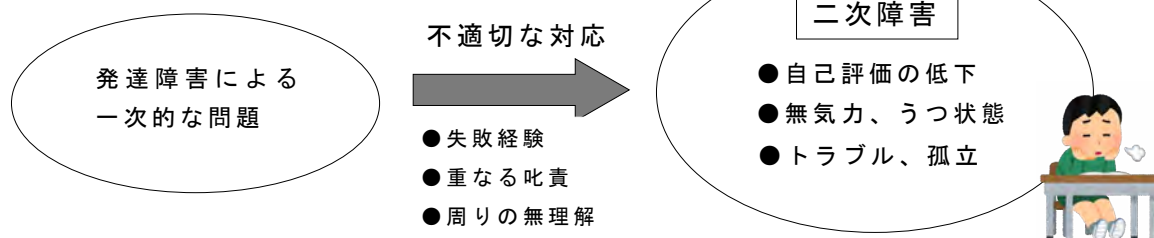
「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの特徴があり、行動面での困難さが多く見られます。

【自閉症（ASD）】

「社会性の障害」「コミュニケーションの障害」「こだわり」という3つの特徴があります。感覚の過敏さや鈍感さが目立つ場合もあります。集団生活の中で対人関係や社会性に困難さが多く見られます。

※障害名は、世界保健機構（WHO）により公表されている「国際疾病分類」（ICD）や、アメリカ精神医学会が作成している「精神疾患の診断・統計マニュアル」（DSM）によって、訳され方が違います。ここでは、発達障害者支援法に基づいて、記述しております。

二次障害を生じさせないために



発達障害のある子どもの中には、失敗経験や叱責が積み重なるうちに劣等感を持ち、自尊心が低くなっている子どもがいます。「できないのは自分の努力不足のせい」と誤って理解している可能性もあります。特別支援教育支援員は、子どもに肯定的に接し、二次障害を生じさせないような配慮が必要です。

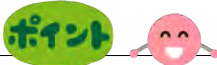
【学習面】

- ・言いたいことが順序だててうまく話せない。
- ・文字や行をとばして読む。
- ・黒板等の文字を正しく写せない。
- ・言葉での指示を理解しにくい。
- ・枠や行から文字がはみ出すことや筆算の桁のずれ等が目立つ。
- ・文章題の意味が理解しにくい。
- ・はさみやのり、ボール等をうまく扱えない等、不器用さが目立つ。



【具体的な支援】

- 時間や順序に従い、カードに書いたりメモを見たりしながら話をする。
- 子どもが何か話そうとして表現できないときは言葉で補う。
- 読む部分だけ見えるようにしたり、指で文字を追いながら読む習慣を付けたりする。
- 黒板と同じ手本を手元に置いて書いたり、書く文章を声に出して読みながら書いたりする。
- 抽象的な言葉を具体的な言葉に言い換える。
- 言葉での指示だけでなく、黒板に書いたりメモを渡したりして、視覚的情報を用いる。
- 文章題の意味が読みとれるように、絵や図、具体物等の支援を行う。
- マス目の入ったノートやプリントを用意したり、その場で補助線を引いたりする。
- はさみで切る線やのりや絵の具等がはみ出さないための枠をはっきりと描く。
- 読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。
- 書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆等を行う。
- ICT機器を使用している場合は、必要に応じて補助をする。



学習面でできないことや難しいことが積み重なると、学習に対する意欲が薄れます。必要最小限の支援を受けながら、最後までやり遂げた満足感や少しずつできるようになっている自分を実感できるようにすることが大切です。

【行動面】

- ・ 集中の持続が難しい。
- ・ 計画的に最後までやり遂げることが難しい。
- ・ 忘れ物やなくし物が多い。
- ・ おしゃべりが多く、先生が質問し終わる前に答える。
- ・ 約束やルールが守れない。
- ・ 順番が待てない。



【具体的な支援】

- 指示は一つずつ具体的に出す。
- 言葉の指示だけでなく、メモに書いて見せたり、具体物を使ったりして注意が向くようにする。
- 周りの刺激を少なくする。
 - ・ 机の上に不必要な物は置かない。
 - ・ 教室内の整理整頓
 - ・ 本棚等、気が散りやすい場所にはカーテン等を付けて見えないようにする。
- 準備物や持参物のチェックリスト等を作り、確認する方法を工夫する。
- 学用品、自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して、整理場所を教える等の介助を行う。
- ルールや約束は見えるところに書いておく。
- ルールや約束は具体的な目標となるものにする。守れたら賞賛することで、一つずつ身に付けられるようにする。
- 具体的に「あと○分」「あと○人」等、時間や順番の見通しがもてるようにする。
- 話し掛けるときは、子どもの名前を呼んで、注意を引き付ける。

ポイント



不適切な行動を注意するより、望ましい行動に変えていくことが大切です。間違いは間違いと指摘したうえで、どうすればよかったのかを教えましょう。教えたことや約束したことができたならその場で褒め、よい行動を持続する意欲をもたせましょう。「よい行動をする自分」や「プラスの自己イメージ」が、行動をコントロールしようと努力する意欲につながります。

【対人関係や社会性】

- ・人と協力して行う活動が難しい。
- ・テーマや表現方法等を自由に決めて取り組む活動に手をつけにくい。
- ・自分のやり方や手順にこだわる。
- ・一度こだわると切り替えが難しい。
- ・その場の雰囲気や状況が分かりにくい。
- ・相手の気持ちや状況を考えずに話す。
- ・予定変更を嫌がったり不安がったりする。
- ・聴覚や触覚等の感覚に過敏さがあり、日常生活に支障が出る場合がある。



【具体的な支援】

- 人と協力するための具体的な行動を示す。
- 見本や具体例を示す等、決定のための手掛かりを与える。
- 取り組む目標、守るべきルール等を、子どもと相談して決める。
- トラブルには、その都度、その場で対応する。
- 冗談や比喩が分かりにくいためにトラブルになっている場合は、その意味を分かりやすく伝える。
- 不適切な言い方をした場合は、気持ちを受け止めながら、望ましい言い方を教える。
- 予定変更は早目に伝える。
- 1日の流れや活動の流れを示し、見通しがもてるようにする。
- いつ終わるのか、どこまですれば終わるのかを示し、見通しがもてるようにする。
- 聴覚に過敏さが見られ、特別の音を嫌がる場合は、音源を遠ざけたり、音量を調節する機器を利用したりする等して、自分で対処できる方法を身に付けられるようにする。

ポイント



不安感やこだわりの強さからパニックになることがあります。まず安全を確保し、自分で落ち着くのを待ちましょう。落ち着いたら、「何がつらかったのか、嫌だったのか」を聞き、整理していくことで、次の支援をするためのヒントが生まれます。

(2) 視覚障害

視覚障害とは、視力や視野等の視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。単に視力が弱いだけでなく、視野が狭かったり、物と物の距離が分かりにくかったりすることもあります。また、明るさや色によって見えにくい、立体感や遠近感がつかみにくい、動くものの認知が難しい等のケースもあります。

【具体的な支援】

○どのような状態が見えにくいかを理解し、一人ひとりの見え方に適した教材・教具や学習環境を用意する。

- ・小さい文字や細かいものを拡大する。
- ・全体像が視野に入るように、縮小する。
- ・境界や輪郭をはっきりさせる。
- ・見えやすい色を使う。
- ・行間や字間を工夫する。
- ・白黒反転させる。
- ・余分な視覚情報を取り除く。
- ・拡大読書器や単眼鏡で拡大して見る。
- ・ICT機器を活用した情報の保障（画面拡大や色の調整、読み上げ機能等）をする。
- ・テレビ画面に大きく映して見る機器を使う。
- ・照明の位置を変える。



○移動の際は、段差等に注意して見守る。

○体育（保健体育）の授業や図画工作（美術）・家庭科（技術・家庭科）の実技を伴う場面では、必要に応じて介助したり、安全に活動できるよう見守ったりする。

○指示代名詞（「あれ」「そこ」等）を使わず、具体的に話す。

○見えにくい時には、尋ねられるような雰囲気づくりをする。

ポイント



視覚障害のある子どもは、視覚による情報収集が困難なために、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合があります。誤ったイメージを作り上げている場合は、正しいイメージがもてるように教えましょう。

また、屋外での活動が消極的で単独行動が少なかったり、自己選択や意思の決定が弱く人の意見に流されたりする等があることから、行動観察を通して情緒の状態を把握するようにしましょう。

(3) 聴覚障害

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。片方の耳だけが聞こえにくい場合や補聴器をつけている場合もあります。

言葉の聞き間違いや言い間違いがあったり、抽象的な言葉の理解が不十分だったりする等、言葉での指示には十分な配慮が必要です。

また、補聴器をつけていればすべて聞こえているわけではありません。いろいろな音を補聴器が拾ってしまうため、話し手の口元を見て理解していることもあります。

【具体的な支援】

- 全体への話が分かりにくい場合は、繰り返して伝える。
- 片方の耳が聞こえにくい場合は、聞こえる方向から話しかける。
- 話し手の口元が見えるような位置で話す。
- ゆっくりはっきりした口調で話す。
- 視覚的な支援を組み合わせ、具体的な言葉で指示する。
- 外国語の音声の高低（抑揚やイントネーション）がわかるように手を動かして見せる。
- あいまいな表現を避ける。
- 伝わりにくい時には、他の言葉に言い換えたり、身振り手振りを加えて話したりする。
- 校内放送での伝達は、板書したりメモを渡したりする。
- 補聴器の正しい扱いができるよう、注意して見守る。
- デジタル補聴援助システムを使用している場合は、必要に応じて正常に機能しているか確認する。



ポイント



情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気づくりをしましょう。

また、補聴器や人工内耳を装用して教員や友達と話し言葉でやり取りができていても、周囲の騒々しさや反響等の音環境によっては聞こえにくくなる場合があります。聞き取りやすい座席位置にしたり、視覚から情報が得られるように支援したりしましょう。

(4) 知的障害

知的障害とは、記憶、推理、判断等の知的機能の発達に明らかな遅れが見られ、社会生活等への適応が難しい状態をいいます。抽象的な言葉は理解しにくい、物事を記憶しておくことが苦手等の特徴があります。運動発達にも遅れが見られ、動きがぎこちなかったり細かい作業が苦手だったりすることもあります。基本的な生活習慣の確立に向けての支援が必要な場合もあります。

また、年齢や学年に比べて、言動や興味・関心が幼く感じることもあります。

【具体的な支援】

○具体的に分かりやすい言葉で話す。

「ちゃんと聞こう。」→「先生の目を見て聞こう。」「手をひざにおこう。」

○指示は一つずつ伝える。

○分かりにくい時は、繰り返し伝えたり教えたりする。

○生活と結びつけて理解ができる伝え方をする。

○年齢や学年にふさわしい言葉遣いや対応を心がける。

○基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助をする。



○タブレット型端末に入れた写真や手順表等の情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真等、代替手段を選択し活用したコミュニケーションができるようにする。

○自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。

○必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。

○衣服の着脱の介助を行う。

○授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。

ポイント



知的発達の遅れにより、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあります。学習集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応をするようにしましょう。

(5) 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記等の日常生活動作が困難な状態をいいます。車いすや装具を使用していることもあります。日常生活動作に制約があるため、経験に偏りがあつたり少なかったりする傾向が見られます。

【具体的な支援】

○車いすを使用している場合は、必要に応じて車いすを押したり、乗り降りの介助をしたりする。



○体育（保健体育）の授業や図画工作（美術）・家庭科（技術・家庭科）の実技を伴う場面では、必要に応じて介助したり、安全に活動できるよう見守ったりする。

○安定した姿勢を保持できるよう机や椅子の高さ等に注意する。

○「自分でできた」という体験を増やししながら、自信につなげていく。

○実物を見たり実際の事象に触れたりする等、実際の体験活動を取り入れながら、自ら表現しようとする意欲につなげる。

○鉛筆を握りやすくするための鉛筆ホルダー等の補助用具を工夫する。

○困ったことがある時に周囲の人へ支援を求める方法を伝える。

○自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。

○必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。

○衣服の着脱の介助を行う。

○授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。



できることは自分でするよう見守り、できないこともできるだけ自分の力で行うように励ましたり、手段を工夫したりしながら支援することが大切です。

また、移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できること等について、周囲の児童生徒への理解啓発にも努めるようにしましょう。

(6) 病弱・身体虚弱

病弱とは、慢性疾患等のために継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいために継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

病気や身体の状態により、活動に制限がある場合が多くあります。

また、病気への不安や体調によって、気持ちが不安定になることもあります。

【具体的な支援】

○具体的な状態や配慮事項を詳しく聞き、児童生徒の体調を見ながら支援する。

○話をよく聞き、不安感を受け止める。

○自分にできることを一つずつしていくよう、励ましながら見守る。

○制限や体調によって難しい活動は、代替りの活動ができるよう準備する。

○学習の空白や遅れに対する具体的な対応を準備する。(担任からの指示)

○体調が悪い等で集団から離れて活動する時は、担任に代わって付き添う。

○体調や様子の変化に気を配り、いつもと違う変化が見られた時には、すぐに担任や養護教諭に連絡する。

○経験の偏りが見られる場合が多いため、活動が負担過重にならないように注意しながら見守る。

○ICT機器等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する場合、必要に応じて操作の支援を行う。



ポイント



病弱教育では、「生活の自己管理」をする力を育てることが重要です。

「生活の自己管理」をする力とは、運動や安静、食事等の日常の諸活動において、必要な服薬を守る力、自身の病気等の特性等を理解した上で心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力(自己選択・自己決定力)、必要なときに必要な支援・援助を求めることができる力であり、それらを育成することが必要です。

(7) 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まないこと、また、そのために本人が引け目を感じる等、社会生活上不都合な状態であることをいいます。

【具体的な支援】

- 音読等、一人で声を出すことに強い不安を感じている場合は、一緒に声を合わせて読む等して不安を減らす。
- 吃音のある児童生徒に対しては、話し方ではなく、話の中身に耳を傾けるようにする。
- 代替手段によるコミュニケーション手段（筆談、ICT機器等）を活用する。
- 「吃音は悪いことではない」と児童生徒自身が実感できるように支援する。
- 温かく、話しやすい雰囲気づくりに努める。
- 自分のできることや得意なことに気づき自信がもてるようにする。
- 流暢に話すことを強調しすぎないようにする。



ポイント



言葉の話しやすさは、本人の気持ちや周囲の接し方によって変化するものです。自由で楽な雰囲気の中で話ができるようにすることが大切です。

また、子どもの話に対し興味をもって話を聞いてくれる聞き手の存在によって、子どもは自分の話し方についてではなく、話の内容を考えながら話すという態度が育つと考えられています。

子どもとの温かな人間関係を形成し、子どもの興味や関心に即したものを提示して話題を共有したり、言葉でのやり取りを活発にしたりしましょう。子どもの趣味を生かしたり、特技を伸ばしたりすることによって、新しい自分を発見することができるような支援も行えるようにするとよいでしょう。

(8) 情緒障害

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。心因性の選択性かん黙（場面かん黙）や心理的要因による不登校等があります。

【具体的な支援】

- 「不安な時は助けてもらえる」という安心感がもてる関係づくりをする。
- できることを褒めて、自信をもつことができるような支援を心がける。
- 好きなことや得意なことを手掛かりに、自ら取り組めることを見つけられるようにする。
- 見通しをもちやすくするために視覚的な手掛かりを提示する。
- 選択性かん黙の場合
 - ・話すことを強制せず、別のコミュニケーション手段も工夫する。
 - ・話さなくても取り組めるような課題や場面を設定し、安心して学習に取り組める雰囲気を作る。
 - ・話し始めても、驚いたり大げさに褒めたりしない。
- 安心してコミュニケーションをとることができるように、身振り、指差し等の非言語的なコミュニケーションを認めて受け止めるようにする。
- 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあるので、学習内容の定着に配慮する。



ポイント



情緒の安定を図り、集団に適応していくこと等ができるように、多様な障害の状態等に応じた支援をすることが大切です。

心理的な要因の場合と、自閉症等が背景にあって情緒の問題を呈する場合とは、それぞれの原因が異なるため、指導内容・方法、学習環境の調整の仕方が異なります。背景にある問題は一人ひとり異なることに留意することが重要です。